

上告提起事件番号 平成25年(行サ)第17号

上告人 市野和夫 外112名

被上告人 愛知県知事 外1名

上告理由(甲事件)要旨

平成25年7月1日

最高裁判所

(名古屋高等裁判所) 御中

上告人ら代理人	弁護士	在	間	正	史	
同	弁護士	原	田	彰	好	
同	弁護士	竹	内	裕	詞	代
同	弁護士	樽	井	直	樹	代
同	弁護士	白	川	秀	之	代
同	弁護士	濱	鳶	将	周	代
同	弁護士	笠	原	一	浩	代
同	弁護士	籠	橋	隆	明	代
同	弁護士	吉	江	仁	子	代
同	弁護士	小	島	智	史	代
同	弁護士	若	山	哲	史	代

原判決には、後記第1～第5のと通りの民事訴訟法312条2項6号の判決に理由を付さない違法がある。

第1 水道用水の供給

上告人が原審において、その費用負担金の支出は違法であること（第2以下でも同じ）を、支出時（口頭弁論終結時）の最新の平成22年度までの実績事実に基づいて、愛知県需給想定調査の平成27年上水道需要想定値4.42 m³/s等の需給想定はこれと乖離しており、設楽ダムの水道用水の供給は必要性を基礎づける事実がなく、豊川水系フルプランは著しく合理性を欠いていて予算執行適正の確保の見地から看過できない瑕疵があること、また、ダム使用権設定申請の取下げ等の執るべき措置の義務違反があること、により主張している。

しかし、原審は、これを原判決の当事者の主張にも裁判所の判断にも記載せず、上告人の主張として取り上げず、全く判断しなかった。

第2 農業用水の供給

上告人は原審において、供給不足の計算において需要から差し引くのは供給であり、豊川総合用水を含む豊川用水の既開発水源によって水需給計画で基準となる湯水規模1/10を上回る近年2/55規模湯水年の下で年197,100千m³の供給が可能となっているので、農業用水の需給計算において用いるべき既開発水量は197,100千m³であり、これを166,683千m³とする豊川水系フルプランの農業用水の需給計算は間違っており、豊川水系フルプランの設楽ダムの農業用水の供給は必要性を基礎づける事実がなく、著しく合理性を欠いていて予算執行適正の確保の見地から看過できない瑕疵があることを主張している。

しかし、原審は、これを原判決の当事者の主張にも裁判所の判断にも記載せず、上告人の主張として取り上げず、全く判断しなかった。

第3 洪水調節（洪水対策）

上告人は原審において、10.4 kmより上流の部分的河道改修案は、豊川水系河川整備計画の整備目標洪水である昭和44年洪水が再来したときの水位を計画高水位以下にでき、それも設楽ダムの建設よりも安い費用でできるのであり、これは河川整備計画の策定において検討対象とすべき代替案であり、これを検討しなかった豊川水系河川整備計画は、河川整備計画の策定において考慮すべき事情を考慮しなかったものであり、このような豊川水系河川整備計画の内容は、社会通

念とりわけ洪水対策に関する社会通念に反しており、著しく合理性を欠いていて予算執行適正の確保の見地から看過できない瑕疵があることを主張している。

しかし、原審は、原判決に、上告人の主張を10.4 kmより上流の部分的河道改修とは記載せず、11.6 kmより上流の部分的改修として歪曲して記載し、これを前提として判断し、上告人からは10.4 kmより上流の部分的河道改修の主張はなかったようにして、この主張に対しては全く判断しなかった。

第4 - 1 流水の正常な機能の維持（牟呂松原5 m³/s・動植物の生息等確保）

上告人は原審において、豊川水系河川整備計画の動植物の保護・漁業のための利水上の制限流量（正常流量）の根拠となった利水関係資料において、アユ、ウグイ等の代表魚種の生息場所及び産卵場所を確認し、最も重要な地点であるとして江島橋下流地点を検討地点とし、最も必要流量が大きくなったアユとウグイの産卵のために必要な流量を動植物の保護・漁業のために必要な流量としたと説明されているのに、利水関係資料の根拠となった調査資料では、江島橋下流地点はアユとウグイの「最も重要な産卵場所」ではなく、「最も重要な産卵場所」はもっと下流の14.5 km三上橋下流と11.5 km行明付近であったことから、このような豊川水系河川整備計画の上記制限流量は、その基礎となる事実が客観的、実証的な事実と反していて事実の基礎を欠いていて、著しく合理性を欠いていて予算執行適正の確保の見地から看過できない瑕疵があることを主張している。

しかし、原審は、原判決に、上告人の主張をアユとウグイの「最も重要な産卵場所」とせず、「最も重要な」を除いて、歪曲して、単にアユの「産卵場所」との主張と記載しこれに基づいて判断し、上告人の主張に対して判断しなかった。

第4 - 2 流水正常機能の維持（牟呂松原5 m³/s・塩害の防止）

上告人は原審において、豊川水系河川整備計画の塩害の防止のための利水上の制限流量（正常流量）の根拠となった利水関係資料において、「取水地点において自動観測されている電気伝導度と手分析による塩化物イオン濃度の相関（電気伝導度は塩素イオン濃度を1/0.25～1/0.30倍した値）により塩素イオン濃度を算出している」と記載しながら、その根拠となった観測値をプロットして整理した相関図はもちろん観測値一覧表その他測定値情報もなかったのであり、データの基礎づけもなく利水関係資料に上記の記載をしていたこと、このような豊川水系河川整備計画の上記制限流量は、その基礎となる客観的、実証的な事実が存在せ

ず事実の基礎を欠いていて、著しく合理性を欠いていて予算執行適正の確保の見地から看過できない瑕疵があることを主張している。

原審は、原判決に、当事者の主張には上告人の上記主張を記載しながら、判断においては、全く記載せず判断しなかった。

第4 - 3 流水正常機能の維持（大野 1.3 m³/s・水涸れの防止）

上告人は原審において、豊川水系河川整備計画の水涸れ防止のための利水上の制限流量につき、同河川の上流と下流の2個所で取水し両方を合流させて使用する水利使用において、上流施設の取水を削減して、その削減分を下流施設で取水して上流施設から取水したものと合流させて使用すれば、従前と同じ水量の使用ができるのであり、このような案は、誰でも考えられる初歩的、常識的な案であり、豊川水系河川整備計画においては、このような誰でも考えられる初歩的、常識的な案の検討をしていなかったのであり、著しく合理性を欠いていて予算執行適正の確保の見地から看過できない瑕疵があることを主張している。

しかし、原審は、上告人の主張を「考えを述べるにものにとどまる」と述べるだけで、誰でも考えられる初歩的、常識的な案の検討をしておらず、判断の過程において考慮すべき事情を考慮していなかったり、考慮すべきでない事情を考慮していることにより、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるかを判断せず、なすべき判断をしなかった。

第5 流水の正常な機能の維持（既得用水の利水安全度の向上）

上告人は原審において、豊川水系フルプランは、同フルプランの近年2/20規模の渇水年である平成8年を10年に1回程度発生する規模に相当する渇水年として計画を策定しており、平成17年から18年にかけての渇水は観測記録上最大の渇水年であって、10年に1回の計画上の渇水規模、豊川水系フルプランの近年2/20の平成8年を大きく上回る異常渇水年であること、豊川水系フルプランはこのような計画規模を上回る異常渇水にも取水制限をすることなく安定供給することを目的とするものではなく、これほどの大規模な異常渇水に対しては、取水制限がされるのは当たり前であり、豊川水系フルプランの計画の前提であることを主張している。

しかし、原審は、上告人が上記の主張をしているにもかかわらず、上告人の主張として取り上げず、全く判断しなかった。